

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷一十第

## 論 說

植民地の財政政策に就きて(一)……………法學博士 山本美越乃  
 租税の限度に就きて(二)……………法學博士 神戸 正雄  
 勞賃の經濟的及び道德的性質(三)……………法學博士 田島 錦治  
 鎌倉時代の家族制度(六)……………文學博士 三浦 周行

## 時事問題

極東緩衝國建設の企圖……………法學博士 戸田 海市  
 所得税の改正を論ず……………法學博士 小川 郷太郎  
 北米合衆國の排外的海運政策と我海運……………法學士 小島昌太郎

## 雜 錄

所得税に就て武藤氏に答ふ……………法學士 汐見 三郎  
 米と社會政策(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

## 附 錄

本誌第一卷乃至第十卷論題索引……………法學士 本庄榮治郎

## 鎌倉時代の家族制度(六)

### 三 浦 周 行

#### 五 家族制度の實施(續)

讓狀は主として財産の讓與に關し、家督相續の事はこれを載せざるを例とすれども、嫡子は即ち家督にして同時に惣領たりしなり。これを文書に徴するに、大友文書(二)に收めたる大友具簡(貞宗)の讓狀には家督を家嫡とも書かれ、並に庶子の對稱となせり。

#### 豊後國以下所領所職等事

右豊後國守護職付五職並所領等相模國大友庄同三浦長坂郷上野國利根庄以下國々處々所領所職等者、以子息千代松丸爲家嫡悉所讓與也、所領注文等者、相副代々御下文並手繼以下證文之間、互細見于彼狀、於庶子等者、家督千代松丸相計之、可加扶持也、於次郎貞順三郎貞載者、召具戰場之間、不及計充、若又致軍忠、令存命者、千代松丸相計之、同可致扶持、庶子等背家督之命存異儀者、可爲不孝輩、若又千代松丸無相續之子孫者、舍弟龜松丸可令相承彼跡也、自軍陣書與之間、不及委細、仍爲後證讓狀如件、

正慶二年三月十三日

沙 彌 具 簡

此場合に於て千代松丸は具簡の嫡子にして家督たり、次郎貞順、三郎貞載、及び龜松丸等は皆庶子たり、従つて千代松丸に子孫の相續すべきものなき場合、弟龜松丸をして其後を繼がしむべしといへるはもとより遺産の相續を主とせるものながら、同時に家督の相續をも意味すと看做さるを得ず。

次に志賀文書(一)に收めたる前豊前守藤原朝臣(大友能直)の讓狀には嫡子を惣領となせり。

### 讓與

所領豊後國內安岐郷横城山院主職並勝津留號高岡符   小野諸田名地頭職等事

### 副渡 文書等

右件所領所職等者或自本領主等之手讓得之、或有由緒、能直無相違所令領掌之來上也、仍末子童名仁王丸在限永代相副證文等所讓渡也、但如此雖令分讓之、於關東御公事者、隨所領大小、依得分之多少、嫡子大炊助親秀爲惣領可令支配也、各隨嫡子之命、深可相思也、若於違背嫡子之命者、件所領田畠等、嫡子可令進退領掌也、又無違背之儀者、任讓狀無相違可令領知之狀如件、

貞應二年十一月二日

前豊前守藤原朝臣(花押)

惣領は文書に於ても亦惣領主と書けるものあり。例せば正文書(一)弘安元年十月三日岩松道

受の讓狀に。

代々手繼證文等を相そへて太郎政經に讓所也、敢不可有他妨、惣領主として公事等はいふんすへき也(前後略)

といへるが如し。

惣領は亦惣領職とも書かる。都甲文書に收めたる元亨四年二月二十三日沙彌妙佛の讓狀に妙佛が亡父寂妙より相續せる豊後國都甲庄半分地頭職及び田畠山野等を四郎惟世に讓與せることを記して

たししこともあまたありといへとも、御くうしきんしの事きりやうのこをもてゆつりたふへきよしはうふのゆつりにのせらるゝあひた、四郎惟世そ。う。り。や。う。し。き。を。あ。て。た。ふ。と。こ。ろ。な。り。こ。れ。ま。さ。こ。れ。き。よ。ら。は。め。ん。の。ゆ。つ。り。し。や。う。を。た。ひ。を。は。ん。ぬ。、。か。れ。ら。そ。う。り。や。う。の。め。い。に。したかひてくわんどう御くうしいけきんしすへし、

といへるは其一例として見るべし。然るに「職」なる語は當時一般に收入を意味せるを以て、惣領職といへば前の惣領主と共に所領を主とするの傾向なしとせず。深堀文書(一)に收むる元應元年閏七月二十一日九州探題北條隨時の下知狀は深堀清光の嫡子吉鶴丸と清光の女平氏女との間に取替はされたる和與狀を承認せるものなるが、其中「於吉鶴丸知行惣領職者、至子後々將來、氏

女更止<sub>三</sub>執望之儀、永不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>企<sub>三</sub>訴訟<sub>二</sub>云々との語あり、市川文書(二)に收むる元亨元年十月二十四日の市川盛房の讓狀にも「六郎助房分信濃國高井郡志久見郷の惣領職代々御下文手つきせうもんあいそゑて讓渡處也」と見えたり。是等の惣領職は何れも所領の知行に關するものにして、式目の惣領地頭職に近し。此惣領が宗家のそれに對して支流にもあるべかりしは猶ほ古代に於ける大氏の氏上と小氏の氏上との如し。一例を擧げんに、豐後の志賀氏は大友能直の第八子能卿を祖とし、大友氏の分派たり。故に志賀氏に惣領あるも、大野庄志賀村南方半村の地頭たりしに過ぎず、嫡家の惣領に對してこれを一方惣領とはいへるなり。都甲文書(坤)建武五年九月十五日都甲惟世の披露狀に「都甲一方惣領四郎惟世」とあるを見るべし。

惣領は其重任に堪ふべき才幹あるを要し、必ずしも兄弟の順位に依るものにあらず。大友能直の寡婦深妙が男女の子ありたるに拘らず亡父より相續せる大野庄を是等の男女の子及び孫に分配し、其中志賀村半分地頭職はこれを孫泰朝に讓與して志賀氏の惣領となしたるが如し。都甲文書(乾)永仁元年九月二十五日の沙彌叔妙の讓狀に嫡子惟遠死後の相續人につきて、「但惟遠一期後者雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>何之子<sub>一</sub>、守<sub>二</sub>器量可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>御公事<sub>一</sub>、息仁爲<sub>二</sub>四郎惟遠之計<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>讓與<sub>二</sub>之也」といひ、惟遠(沙彌妙佛)が此遺言を奉じて惟世を惣領とせるは前に引用せるところなり。然れば嫡子撰定の標準が式目の所謂器量の堪否にあり、器量の堪否が御家人義務の負擔に堪ふると否とに依りて決せられ

しを疑はざるなり。

惣領にして一たび定れば、庶子即ち家族はこれに屬して、公武課役の負擔等皆其指揮を仰がざるべからず。故に志賀文書(一)に收めらるゝ正安三年十二月二十日沙彌阿法の讓狀にも、「公家關東御公事番役以下合戰事、可<sub>レ</sub>付惣領之手、不<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>別旗、蒙<sub>二</sub>勳功<sub>一</sub>之時者、當<sub>二</sub>配分<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>知<sub>一</sub>行、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>嫡子之命<sub>一</sub>」云々といへり。但所謂嫡家の惣領と一方惣領及び其家族との關係に至りては其資料に乏しと雖ども、稍複雑なるものありしが如し。志賀文書(一)に尼深妙の左の書狀を收めたり。

大の、太郎しかの太郎大もにやしき一所つ、給はりて、かまくらのやとなどにもし候はんと申候ときに大の、太郎にはあら八かたやしき、しかの太郎にはくりす次郎かあどのたやしきをあてたひて候也、かやうにははからひて候とも、その御めい、にたかひ候はんどきは、いかやうにも御はからひにてあるへく候、あなかしこ、

弘長二年八月二十九日

尼 深 妙 在御判

大友式部大夫殿

書中の大友式部大夫は即ち嫡家たる大友氏の惣領にして大野太郎、志賀太郎は一方惣領なり。(弘長二年十一月八日深妙の志賀太郎泰朝に與へし讓狀にも「しきふの大夫のめい、にあいしたかひて、ちきやうすへき狀如<sub>レ</sub>件」といへり)

更に同書(二)に收めたる元徳二年十二月十六日九州探題北條英時の下知狀を見るに、志賀貞朝法師正玄は宇佐宮假殿造警用途及び新造御所用途等につきて惣領大友具簡より訴へられ一倍の辨償をなしたりしに、豊後國大野庄志賀村南方内近地名の地頭圓淨が正玄の庶子として其催告を受くるも辨償を忘れるを以て、正玄は更に圓淨をして一倍の辨償をなさしむべき目的を以て訴訟を提起したりしが、圓淨は自己の債務を認めたりしを以て、探題はこれに向つて原告請求額の辨償を命じたりしこと見えたり。こは公事の賦課に當りて惣領が一時庶子の滯納額を立替へ納附せし場合は後日庶子をして其立替額の一倍を惣領に辨償せしむべしとの規定に基けるものなるは余の第四章に詳らかにせるところなり。正玄は志賀氏の惣領なれば、庶子たる圓淨が此規定の適用を受くるはもとより當然の事に屬す。然るにこれに據りて、所謂一方惣領たる正玄が嫡家の惣領たる具簡に對しては亦此規定の庶子に准せられて、其立替額の一倍の辨償を餘儀なくせられしを見るは注意に値すべきなり。

志賀文書(一)に收むる建治二年閏三月十五日大野庄志賀半村(南方)内近地名地頭僧禪季の訴狀は、彼れが志賀氏の庶子として志賀半村の惣領志賀泰朝の元に對する防備の役(異國用心以下の所役)に就くべき不當命令の停止を訴へ出でたるものなるが、其理由とするところは

爰於<sub>二</sub>大番以下田卒所課<sub>一</sub>者、守<sub>二</sub>泰朝支配<sub>一</sub>令<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>事不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>于異國防禦重事<sub>一</sub>者、

直充禪季之身、預惣領守護所御催、欲令勤仕、其故者、忠失之次第、兼雖難存知、若致分限大功之時者、且預關東御注進、且爲顯其名於御引付也、但禪季在京之跡、(不脱カ) 厄弱之代官屬泰朝可被止惣領守護所各別御催之由出乞素狀歟、此條禪季一切所存知也、  
至于異國用心、預惣領守護所御催、爲抽忠功、仍粗言上如件、

といふにあり。即ち京都大番を始め普通の課役は志賀氏の惣領たる泰朝の指揮に従ふべきを認めたるも、外寇防禦の如き重大勤務に向つては志賀氏の惣領を経ず、惣領守護所の直接命令に依りて勤仕せんと主張するものなり。惣領とは志賀氏の嫡家たる大友氏の惣領を指すものにして、大友氏の惣領は同時に豊後國守護に補せらるゝものなれば、所謂惣領守護所は大友氏の惣領と看做すを妨げず。而して其理由としては、勳功ありし場合に、幕府に報告して其名を記録に登すの便宜ありといふにあり、もとより志賀氏の惣領に屬したりとて如上の便宜の得られざる筈なるべきも幕府に對する關係の直接なると間接なるとの相違あるを免れざりしかば、支流の庶子たるもの其功名心を満足せしむる欲望よりするも、寧ろ嫡家の惣領守護の麾下に屬するを望みたりしなり。禪季は此主張の下に彼れが代理者(代官)の所置を否認したりしがこれに對して左の如き大友氏の指令ありたるを見れば、彼れは遂に其目的を達せざりしと見えたり。

是は大友殿御下知案也

蒙古人用心番、就惣名志賀太郎可被勤仕由事、可存其旨、候仍執達如件、

文永十二年

五月二十日

前出 羽守

□



これ明かに惣領と庶子即ち家族との権力關係を示すものなり。

惣領の地位此くの如く重かりしを以て、被相續人が遺産を諸子に分配するに當りても、彼等が嫡子たる惣領の命を違背せる場合は其處分を取消して嫡子に知行せしむべしとの遺言をなせるものあり、志賀文書(一)貞應二年十一月二日前豊前守藤原朝臣(大友能直)の讓狀に「若於令違背嫡子之命者、件所領田畠等嫡子可令進退領掌也」といひ、同書(二)嘉元四年五月二十日虎王丸の契狀に「若背此等之子細、不慮之計仕候はん時は於當名(近地名)者惣領可爲御進退候」といへるが如し。被相續人は又其讓狀に嫡子と連署することあり、殊に母が亡夫の所領を處分する場合に惣領と連署すること志賀氏文書(坤)弘長三年七月二日の尼深妙の讓狀に惣領泰朝の連署せるが如きものありしは注意すべし。

然るに當時は女子も亦男子と同じく、特有財産を所有することを認められたるを以て、遺産の分配に預ることを得たりしが、女子は通例嫁して他家の人となるべく、其財産も夫の管理に歸して遂に他家のものとなるの恐れありしより、これを好まざるものゝ間に女子の存生中に限りて所有するを許すも、死後は實家の惣領に歸すべしとの遺言をなし置くの風をなしたり。深堀文書(一)に收めたる正安四年六月一日汰彌時願の置文に「女子さうてんのりやうはしどうたにんの物になるへきあいたいちこのゝちはまこ太郎ときみちがしそんちきやうすへきしやうくたんのことし」といひ武雄社文書(中)に收めたる正和三年九月廿一日沙彌人眞の置文にも「先祖いましめのしやうにまかせて、異姓他人此ところをこきやくすべからす」といひ、又市川文書(二)元亨元年

十月二十四日の盛房の置文にも「男女に讓ところはすゑ、（一）までも、他人にゆつるへからず、他人に讓は子孫の中に申給てわかち知行すへし、本分限にしたかいてわけへし」といへるは何れもこれを説明するものにして、正本文書（一）に收めたる弘安元年十月三日の道受の讓狀に、太郎政經を惣領主として、これに多くの所領を讓與したる外、其二女及び姉にも田宅を分配すべきことを記して「この田在家等をは政經相計て、かの二人の女子にわけあつべき也、女子二期後政經領知すへし、野毛崎村は女房(道受の姉)に讓所也女房一期後は政經領知すへし」といへるは讓狀の一實例なり、此くの如き制限的相續をなせるものを當時稱して一期領主といへり。

然りと雖ども嫡子にして、不法の處置に出づるものあれば、被相續人はこれを寛假せんとするものにあらざりしこと都甲文書(乾)弘安四年四月十日大神(都甲)惟世の讓狀に「敵子(嫡子)又末子(庶子の意)等がわうじやくおまふりて若讓狀旨をむきて非法をいたさは其科可有」といへるを以ても知らるべし。而して庶子の所領につきて未だ安堵の下文の下附を受けずと雖ども、其證據の明白なるものは惣領の罪に坐して沒收せらるゝことなかるべきは余の第四章に説きしところなるが松浦黨山代文書に收めたる永仁六年五月二十六日九州探題北條實政の下知狀には、原告白垣宗氏が其の訴狀に正應六年(永仁元年)五月二十五日の關東の御事書として此追加の文を引用せるを見るなり。但しそは法文の曲解として排斥せられたりとはいへ、追加の精神が或意味に於ける惣領專制より免れしめんとするの保障たるにありしや言ふ迄もなかるべし。